

景品表示法

—良い商品を安心して選べる社会を守る—

消費者なら、誰もがより良く、より安い商品やサービスを求めます。ところが、実際より著しく良いように、あるいは安いように見せかける表示や、過大な景品付き販売を行うと、それにつられた消費者が実際には質が良くなかったり、割高だったりする買い物をしてしまうおそれがあります。このような不当表示や不当景品から消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)」です。

不当表示の禁止

（うそや、大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています）

品質や価格などは、消費者が商品やサービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、わかりやすいことが大前提です。もし、商品やサービスを実際より著しく良く見せかけたり、他社より優れているように見せかけたりした表示があると、消費者の適切な選択が妨げられてしまします。このため、景品表示法では、消費者を誤認させる不当な表示を禁止しています。



不当景品の禁止

（過大な景品類の提供で、消費者を惑わすことを禁止しています）

商品やサービスの販売促進のため、景品類を提供することができます。しかし、消費者が景品類によって商品・サービスを選ぶようになると、質の良くない商品や価格の高いものを買わされて不利益を受けてしまうおそれがあります。このため、景品類の最高額、総額などを景品表示法で制限しています。



- 景品表示法に関することは、消費者庁や公正取引委員会中国支所の担当課
または広島県消費生活課などにご相談ください。